

SMGLレポート 2305—その1

※ ジャンルごとに、毎回テーマを変えてご案内します。

【金融】

※ 金融再編第二幕—'東日本大震災'は開始の触れ太鼓?

「貸し出し条件の変更・緩和措置(リスク)による、事実上の不良債権処理の先送り」との批判もあった「金融円滑化法」が1年間繰り延べ適用される事が決まった直後に、計ったかのように発生した東日本大震災は、'いつか来た道＝金融再編'を決定付ける予期せぬトリガーとなり、どのタイミングで誰がこの引き金を引くことになるのか—関係者の間では今、この話題で持ちきりとなっているようです。

通常、金融再編は、金融機関間の吸収合併により大手に資本を集積集約し、安定的な資金供給基地を確保する一方、不良債権の処理を一気に進め、金融不安を解消する事が目的—とされています。が、しかし、長引く不景気に重なった震災被害もあわせれば、恐らく10兆円を下らないと思われる不良債権。この不良債権は、一体どう処理される事になるのでしょうか。第一次金融再編＝構造改革＝の時代、金融機関にたまった不良債権処理の引受け手となったのは、専ら、サービサーと呼ばれる債権買取処理業者(平成11年サービサー法施行)でした。

以来、サービサーの手により取扱われた債権総額は279兆円、回収総額は31兆円(平成21年現在)に上っています。注1

*1 借り手から見た場合、額面90の借金のうち差し引き80がチャラになった計算で、貸し手からすれば、12年間で計248兆円が霧の如く消え去ってしまった事になります。近代法理の下での、一種の徳政令のようなものかもしれませんが、合法的なトリックに他ならない、という批判の声もあるようです。

第二次金融再編の影の主役も、恐らくサービサーになるのは間違いないでしょうが、この再編が第一次と決定的に異なるのは、平成21年の暮れに施行された「金融円滑化法」の存在であると言われています。

円滑化法は、債務返済の条件緩和、繰延べの申し入れを積極的に行うよう金融機関に義務付け、違反に対しては厳しい罰則をもって臨む代わりに、リスク先の格付け引き下げを要求しないという便法、を講じた法律です。

格付け引き下げは、貸倒引き当金の積み増し→資本の弱体化→国際基準不適→認可取り消し→吸収合併と連鎖しかねない、金融機関にとっていわば悪夢のシナリオとも云え、法による免責は願っても無い措置となります。

その一方、銀行の貸出債権というミカン箱の中では、処分を先送りにされた'腐ったミカン'が原因となり、健全な物にまで腐敗が蔓延する恐れがあるのも又事実です。それは、このところ銀行から売り出される債権が減少、それに伴う需給関係の逆転とともに債権買取額が上昇し、サービサーの経営が苦しくなっている事と符合しています。

「円滑化法」のしぼり、おいそれと不良債権処理にも走れず、加えて震災の影響による—特に被災事業者や個人に対する—返還請求や返済督促の自粛措置もあって、金融機関全体の体力も低下し始めており、いつ臨界点に達するか、危ぶむ声が増しに大きくなっています。(緊急避難措置として自己資本比率—国際基準—の—一時的棚上げ論も出始めているようですが)

これまでの経過を見る限り、貸出し債権に対する大手の引き足は速く、追加担保の要求や短期借入の急な打ち止め等、残念ながら今迄の取引実績が反映されないケースもしばしば耳にする処であり、イザ再編となった場合の備えとして、出来ればトップクラスの信金や信組との取引枠を拡大しておくという視点も必要か、と思われれます。